

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○指定管理者の指定	(自然保護課)	一
○指定管理者の指定	(消費生活・文化課)	一
○指定管理者の指定	(共同参画社会推進課)	一
○指定管理者の指定	(子育て支援課)	一
○指定管理者の指定	(障害福祉課)	二
○指定管理者の指定	(水産業基盤整備課)	二
○指定管理者の指定	(都市計画課)	三
○指定管理者の指定	(住宅課)	三
○指定管理者の指定	教育委員会	三

告 示

○宮城県告示第十九号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。
平成二十八年一月十三日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称
宮城県こもれびの森

二 指定した団体の名称及び所在地
特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会

宮城郡利府町神谷沢字広畑六番地四十
三 指定の期間
平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第二十号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。
平成二十八年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県慶長使節船ミュージアム

二 指定した団体の名称及び所在地

公益財団法人慶長遣欧使節船協会

石巻市渡波字大森三十番地二

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第二十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。
平成二十八年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県民間非営利活動プラザ

二 指定した団体の名称及び所在地

特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる

仙台市宮城野区榴岡三丁目十一番六号コーポラス島田B-16

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。
平成二十八年一月十三日

平成二十八年一月十三日

一 公の施設の名称

宮城県さくらハイツ及び宮城県コスモスハウス

二 指定した団体の名称及び所在地

社会福祉法人宮城県福祉事業協会

仙台市太白区茂庭台二丁目十五番二十号

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十八年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県啓佑学園及び宮城県第二啓佑学園

二 指定した団体の名称及び所在地

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十八年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県船形コロニー

二 指定した団体の名称及び所在地

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

三 指定の期間

○宮城県告示第二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十八年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県七ツ森希望の家

二 指定した団体の名称及び所在地

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十八年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

志津川漁港の指定施設（林防波堤横泊地、南防波堤横泊地、大森護岸横泊地及び大森防波堤横泊

地②）

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県漁業協同組合

石巻市開成一番二十七

三 指定期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十八年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

波伝谷漁港の指定施設

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県漁業協同組合

石巻市開成一番二十七

三 指定期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十八年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

桃ノ浦漁港の指定施設

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県漁業協同組合

石巻市開成一番二十七

三 指定期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十八年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

仙台港多賀城地区緩衝緑地

二 指定した団体の名称及び所在地

株式会社東北ダイケン

仙台市青葉区一番町三丁目六番一号

三 指定期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十八年一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

改良県営住宅、地区施設及び改良住宅駐車場並びに特定公共賃貸住宅及び駐車場

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県住宅供給公社

仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号

三 指定期間

平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

平成二十八年一月十三日

宮城県教育委員会

一 公の施設の名称

宮城県婦人会館

二 指定した団体の名称及び所在地

一般財団法人みやぎ婦人会館

仙台市宮城野区榴ヶ岡五番地

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで